

久保正幡の「サリカ法典」に対する授賞審査要旨

「サリカ」法典 (Lex Satica) はゲルマン民族の一部族フランク族の主流であるサリー族の法典で、ゲルマン諸部族が大移動の後相次いで編纂した法典中、年代が古く且つローマ法の影響とキリスト教の感化を受けること最も少なく、従つてゲルマン固有法の分子を最も多く保有する点でゲルマン法研究上最も貴重な法源である。しかのみならずフランク王国の建設以来支配的法律として王国の法制に大きな影響を與えたこと、又中世以後における英仏独三国法發達の共同源泉であつたこと等の諸点において、今日まで歴史的意義をもつ有名な法典である。

本書は此法典の邦語訳を中心とし、法典編纂の年代、現存伝本の種類及び系統、その他此法典をめぐつて第十九世紀の後半以来、欧州諸学者の間に論議された数多くの困難な諸問題について、概括的解説を加えたものである。更にその内容を分説すれば左の如くである。

本書は「本論」三部と「附録」一篇及び「ラテン原語索引」とから成る。本論三部は著者が数年来国家学会雑誌・法学協会雑誌で発表した論文三種を修正合載したもの、附録一篇は新たに起稿した本論に対する補遺である。

本論の第一部は「レツクス・サリカの序文および跋文の邦訳」と題し、「はしがき」の外三節に分れている。その第一節は「レツクス・サリカ写本の種類および系譜」の研究である。著者が本節において論ずる所は巻尾の「サリカ法典について」と題する附録一篇によつて補足されているから今ここには両者をあわせて評論することにする。現今欧州諸国に保存されている「レツクス・サリカ」の手写本は実に七十本の多きを算し、章数(六十五乃至九十九)休裁用

語等において互に異同あり出入りがある。今日の学者はこれを類似程度に従つて五種に分類するのが普通である。而して此五種七十本はいずれも第五世紀末の編纂と推定される原典 (Urtext) でもなく、又其後原典を補修した第二次修正典 (基本典 Grundtext) でもなく、第八世紀の末より第十三世紀の間に成つた後世の修正増補本である。されば此法典を利用する者は先ず此等多数の伝本がどうして分生分派したか、各伝本の間にはどんな形式上実質上の系統関係があるか、そのいずれが原典もしくは基本典に最も近いものであるか等の、いわゆるテキスト批判論 (発展史) を試みなければならぬ。此種の研究は第十九世紀の後半以来欧州学者の間に盛に行われたが種々困難な問題が介在しているので、甲論乙駁諸説紛々今日までなお解決を見ない多くの難問が残つてゐる。本書は本論第一部の第一節と附録の両所において、此問題に関するおびただしい欧州文献中主要なもの約五十種を参照して各学説の要旨を紹介し、その間第一種に属する六十五章本を以て最も古いテキストと見る通説を再検討しこれを是認している。本書の此部分は前世紀の後半以来相次いで現われたサリカ法典のテキスト批判論の鳥瞰図とも称すべきもので、此法典をめぐる複雑困難な諸問題を、極めて要領よく且つ問題の全般にわたつて網羅的に叙説し、読者をしてその全貌をたやすく会得せしめるに足るものがある。このような概括的叙説は特殊問題にのみ没頭する従来の欧州文献中その類例を見ない所で、此法典を利用する学者殊に我国の学者にとつては現在唯一の好文献である。

第二節は「レックス・サリカ序および跋文解説」である。前記七十種の伝本中或ものには序文 (Prologus) 又は跋文 (Epilogus) が附随してゐる。此序跋は同法典編纂の由来成立時代、ゲルマン民族の法律観立法手續等を考証すべき貴重な史料であるから、本書の著書が條文に先きだつて、此序跋だけを別節において邦訳したことは當を得た順序

である。しかし此序跋にもまた伝本によつて長短異同があり、序文には五種跋文には二種の別がある。且つその成立年代についても議論があり、又信憑性についても疑問がないでもない。故に著者は先ずこれに関する従来の学説を紹介解説した後、第三節において右序跋七種の一々についてラテン原文と対照しつつ綿密な邦訳を試みている。

本論第二節は本書の主眼である「レックス・サリカ本文邦訳」である。著者は前記のように従前のテキスト批判論を詳細に検討した結果第一種に属する伝本を最も基本典に近いものと見、その中で一八九八年にゲフケン教授が、最も古く且つ最も善本なりと称せられるパリ国立図書館所蔵本(Codex Parisiensis)に、他の異本を以て校勘を加えて出版したテキスト(H. Geffcken, *Lex Salica, Zum akademischen Gebrauche*)を底本に選み、これが邦訳を試みたのである。元来此法典は古典ラテン語とは文法・語形・語義を異にする中世の卑俗ラテン語で書かれ、しかも所々にフランク族固有の法律語を交え全篇六十五章中一章として疑義を存せぬ字句なしと称せられるほど難読難解の書で、欧州学者多年の努力にもかかわらず、今日なお十分に解釈し得ない文字条文も少なくない。それ故従来公刊された現代語訳もわずかにフランスの Peyré (1828) ゼイッの Clement (1879) および Eckhardt (1935) の三種に過ぎない。しかも今日から見ればいずれも善訳ではない。ましてこれを語法を別にし文字を異にする日本語に訳するの困難なことは多言を要しない。それにもかかわらず著者は中世ラテン語学の充分な素養と独仏法制史の豊富な知識とを以て、刻苦精勵実に九カ年の長年月を費して此難事業を完成したのである。翻譯に當つては一字一句もいやしくもせず、五十余種の文献を比較検討して最も適当な訳語を選び、邦訳中必要な個所には原語を挿入し、原文中不足せる文字は訳文でこれを補い、疑義にわたり或は伝本によつて相違する文句は、細註においてつまびらかに釈明する等用意周到であ

る。著者は「本稿の訳文は、できるだけ原文に忠実に、しかもなお邦訳として充分とおるもの」ということを目標としてゐるが、此目標は事実十二分に達成されている。即ち文字訳に墮せず意訳に陥らず、訳語は平易、文脈また整調、少しも此種邦訳に往々見る晦澁の嫌いが無い。直に練字練句の労作というべきである。

もとより此翻譯は著者自身が一の「試訳」「仮訳」に過ぎないと謙遜してゐるように、決して完璧ではあり得ない。しかしそれはテキストの持つ不完全な現形態から生ずる当然の不可避的結果で、これを著者の責に帰すべきではない。それにもかかわらず著者の此翻譯をテキスト批判が進歩しない年代に成り(Preyé, Clement)又は訳語の洗練を欠く憾のある(Eckhardt)等前記の欧語訳に比較するときは、そのテキスト批判において、又訳語の選択においてはるかに後者をしのぐものがあるといつても、決して過言ではない。

著者は本論の第三部即ち最後の部において有名な「マルベルグ註釈」(Malbergische Glosse)の問題に論及してゐる。サリカ法典の伝本中或るものには條文中に *Mal*、又は *Malb*、なる略符を冠したラテン語でない特殊な單語又は短句が多數挿入してある。此特殊語が何語であるか、その成立年代挿入の目的各語の意義等はかつて學者の間に論争された難問であるが、今日ではフランク族固有の法律語で、訴訟当事者が法廷で使用すべき方式用語であるとの解説が通説となつてゐる。しかし言語学的資料が乏しいのと、伝本により幾多のなまりや誤りが生じてゐるので、著名な言語學者法制史家多年の努力にもかかわらず、そのほとんど總べてが今日まで意味不明で正に「サリカ法典のスフィンクス」である。本書の著者が底本に選んだゲフェン教授のテキストには、原文のまま此グロッセを記載してゐるにかかわらず、著者の邦訳にはこれを全部省いてゐるのは右の理由にもとづくものである。しかし此註釈語は法典の研究上

見逃し得ない重要問題であるから、著者はこれが爲めに特に第三部を設けて、その中においてこれに関する従前の学説をかなりくわしく紹介している。

以上述べた所によつて本書はわずか二二八ページに過ぎない小著ではあるが、近年まれに見る力作で、學術的価値の極めて高いものであることが了解されるであらう。更に本書がわが学界に與える實際的効果についていえば、少くとも次の二つのことがいえる。第一に従前サリカ法典の原文を詭破する素養を欠き、又これに関するおびただしい欧州文献を蒐集する機会に恵まれなかつたわが学界の人々にとつて、研究上多大の便益を與えるであらう。第二に本書の出現を機会としてわが国におけるゲルマン法の研究は、今日よりも更に教歩を進め、法の原典を直接史料とする根本的研究の方向へ進展するであらう。本書のわが学界に貢獻する所は実に大なりといふべきである。